

議案第48号

守口市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案

守口市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(守口市建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 守口市建築基準法施行条例（平成12年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第4条の2まで 略 (確認、検査等の手数料) 第5条 略 略	第1条から第4条の2まで 略 (確認、検査等の手数料) 第5条 略 略
備考 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては、 <u>当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積</u> ）とする。 (1)から(4)まで 略	備考 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては <u>当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する第86条の8第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては第3号又は第4号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積</u> ）とする。 (1)から(4)まで 略

2 略

2及び3 略

4 法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分を含む確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、第 1 項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

5 略

(1) 法第 87 条の 2 において準用する確認の申請又は計画の通知をしようとする者

略

備考 略

(2) 略

6 法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分を含む法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請又は法第 18 条第 1 6 項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、第 3 項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

略

2 略

2及び3 略

4 法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含む確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、第 1 項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

5 略

(1) 法第 87 条の 4 において準用する確認の申請又は計画の通知をしようとする者

略

備考 略

(2) 略

6 法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含む法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請又は法第 18 条第 1 6 項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、第 3 項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

7 略

- (1) 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者

略

備考 略

(2) 略

8 略

9 略

項	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号の規定による認定申請（いずれも法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）	略

略

12 略

13 法第53条第5項第3号の規定による許可申請

14 略

備考 略

7 略

- (1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者

略

備考 略

(2) 略

8 略

9 略

項	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号の規定による認定申請（いずれも法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）	略
13	法第53条第5項の規定による許可申請	60,000円
14	法第53条第6項第3号の規定による許可申請	略

略

12 略

14 略

15 略

15	略
16	略
17	略
18	略
19	略
20	略
21	略
22	略
23	略
24	略
25	略
26	略
27	略
28	略
29	略
30	略
31	略
32	略
33	略
34	略
35	略
36	略
37	略

16	略
17	略
18	略
19	略
20	略
21	略
22	略
23	略
24	略
25	略
26	略
27	略
28	略
29	略
30	略
31	略
32	略
33	略
34	略
35	略
36	略
37	略
38	略

38	法第 86 条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定による認定申請	略
39	法第 86 条の 8 第 1 項若しくは第 3 項 (法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) 又は第 87 条の 2 第 1 項の規定による認定申請	略
40	法第 87 条の 3 第 5 項の規定による許可申請	120,000 円
41	法第 87 条の 3 第 6 項の規定による許可申請	160,000 円
42	略	
43	略	
44	略	
備考	<p>1 略</p> <p>2 29 の項から 36 の項までに掲げる建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、33 の項から 35 の項までに掲げる場合においては、建築しようとする建築物が、主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。</p>	
10	略	
第 6 条及び第 7 条	略	
別表第 1 (第 5 条関係)		

全体計画認定申請手数料	全体計画認定申請手数料
略	略
備考 1 略 2 法第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づき認定計画を変更する場合は、次に掲げる床面積を合計した面積とする。 ア及びイ 略 3 略 以下 略	備考 1 略 2 法第 86 条の 8 第 3 項 <u>(法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)</u> の規定に基づき認定計画を変更する場合は、次に掲げる床面積を合計した面積とする。 ア及びイ 略 3 略 以下 略

(守口市手数料条例の一部改正)

第 2 条 守口市手数料条例（平成12年守口市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第 1 条から第 9 条まで 略	第 1 条から第 9 条まで 略
別表第 1 及び別表第 2 略	別表第 1 及び別表第 2 略
別表第 3（第 2 条関係）	別表第 3（第 2 条関係）

略

略

(1)及び(2) 略

(3) 法第6条第2項の規定による申出（建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考 略

(4)から(7)まで 略

別表第4（第2条関係）

略

略

(1)及び(2) 略

(3) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

略

(1)及び(2) 略

(3) 法第6条第2項の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考 略

(4)から(7)まで 略

別表第4（第2条関係）

略

略

(1)及び(2) 略

(3) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略
備考 略 (4)から(7)まで 略
別表第5 (第2条関係) 略 略 (1)から(4)まで 略 (5) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額
略
備考 略 (6)から(10)まで 略
以下 略

略
備考 略 (4)から(7)まで 略
別表第5 (第2条関係) 略 略 (1)から(4)まで 略 (5) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額
略
備考 略 (6)から(10)まで 略
以下 略

(守口市大日東町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 守口市大日東町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成14年守口市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(建ぺい率の最高限度)</p> <p>第6条 別表あ欄に掲げる地区内の建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合は、それぞれ、同表う欄に掲げる数値以下とし、<u>法第53条第3項及び第5項(第2号を除く。)</u>の規定は適用しない。ただし、公益上必要なものは、この限りでない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(建ぺい率の最高限度)</p> <p>第6条 別表あ欄に掲げる地区内の建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合は、それぞれ、同表う欄に掲げる数値以下とし、<u>法第53条第3項及び第6項(第2号を除く。)</u>の規定は適用しない。ただし、公益上必要なものは、この限りでない。</p> <p>以下 略</p>

(守口市国道1号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正)

第4条 守口市国道1号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例(平成24年守口市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(建築物の建ぺい率の最高限度)</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(建築物の建ぺい率の最高限度)</p>

第4条 略

2 法第53条第3項第2号に該当する建築物に対する前項の規定の適用については、同項に定める数値に10分の1を加えたものをもって同項に定める数値とする。

3 略

第5条から第15条まで 略

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6。ただし、次に掲げる全ての要件を満たす場合は、10分の8とする。 (1)から(5)まで 略 (6) 延べ面積が500平方メートルを超える建築物にあつては <u>耐火建築物</u> とし、延べ面積が500平方メートル以下の建築物にあつては <u>耐火建築物</u> 又は <u>準耐火建築物</u> 若しくは <u>法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物</u> とすること。
---	---------------	---

第4条 略

2 法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物に対する前項の規定の適用については、同項に定める数値に10分の1を加えたものをもって同項に定める数値とし、法第53条第3項第1号及び第2号に該当する建築物に対する前項の規定の適用については、同項に定める数値に10分の2を加えたものをもって同項に定める数値とする。

3 略

第5条から第15条まで 略

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6。ただし、次に掲げる全ての要件を満たす場合は、10分の8とする。 (1)から(5)まで 略 (6) 延べ面積が500平方メートルを超える建築物にあつては <u>耐火建築物等</u> とし、延べ面積が500平方メートル以下の建築物にあつては <u>耐火建築物等</u> 又は <u>準耐火建築物等</u> とすること。
---	---------------	---

略	略
備考 略	備考 略

(守口市防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 守口市防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第3条まで 略 (建築物の構造に関する防火上必要な制限) 第4条 建築物の構造は、 <u>耐火建築物又は準耐火建築物</u> としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 (1) 延べ面積が50平方メートル以内の <u>平家建</u> の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの (2) <u>卸売市場の上家又は機械製作工場</u> で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する建築物でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの (3) 高さ2メートルを超える門又は塀で <u>不燃材料</u> で造り、又は覆われたもの (4) 略	第1条から第3条まで 略 (建築物の構造に関する防火上必要な制限) 第4条 建築物の構造は、 <u>耐火建築物等又は準耐火建築物等</u> としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 (1) 延べ面積が50平方メートル以内の <u>平家建て</u> の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの (2) <u>卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物</u> で、 <u>主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの</u> (3) 高さ2メートルを超える門又は塀で、 <u>不燃材料</u> で造られ、又は覆われたもの (4) 略

第5条及び第6条 略

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第7条 略

2 前項の規定に該当する建築物については、法第64条の規定は、適用しない。

以下 略

第5条及び第6条 略

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第7条 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。